

# 証 拠 説 明 書

2019年 2月14日

原告の 地位確認 訴訟	名誉権 侵害等 被告大 学訴訟		当 該 訴 訟	種 目	原本 写し の別	作成者	立 証 趣 旨
	別件 訴訟1	別件 訴訟2					
	号証	号証					
		66	別件訴訟3の証拠、 平成27年8月7日、草薙信照教授に対する 「懲戒処分書」	写し	理事長 佐藤 武司	不当な懲戒処分書を呈示することにより、 公企業に準じる被告大学理事会の規範意識の低さと、 大阪高裁判決を無視する順法精神の欠如を示すため	
		67	平成30年10月29日、再審訴訟の 「再審の理由」	写し	吉井 康雄	別件訴訟1が、 再審の要件に該当することによる再審訴訟の理由書である。 誤判決へと仕掛ける被告大学の訴状のリスクを訴求するのが 狙いである。	
		68	別件訴訟2、被告大学が原告を訴えた、 損害賠償等請求事件の 平成27年12月8日、第1準備書面	写し	被告 大学	被告大学が原告を名誉棄損等で損害賠償請求した訴訟で、 裁判所は、 名誉権侵害などの損害額の明細を明らかにせよと釈明、 それに関する被告大学の準備書面であるが、 その内容は曖昧で説得力に欠ける ということを示すための証拠である。	
		69	別件訴訟2、被告大学が原告を訴えた、 損害賠償等請求事件の 平成27年12月15日、第2準備書面	写し	被告 大学	裁判所より、再度、釈明を指示され、 損害賠償請求額の割り付けを主張しているが、 その内容は曖昧で説得力がなく、 名誉棄損等の賠償請求額の算定は難しいという観点にたつて、 それに代わる原告の代替案をたたき台として 評価していただくための証拠である。	
		70	別件訴訟3の訴訟資料一式を 入手するために、平成29年4月24日、 大阪地裁に申請した 「上申書」	写し	吉井 康雄	被告大学の理事会の意思決定が歪であり、 特任人事の労使慣行の存在も、 特任教員任用規程(新規程)の解釈も、 人為に歪められていることを立証するため	